

65歳以上の皆様へ

介護保険料が変わりました

※介護保険料は3年に1度見直されます。

健康福祉課介護保険係
1階12番窓口
☎64-1120

所得段階	対象者		平成30年度 年間保険料額
	世帯の町民税 課税状況	本人の収入や所得状況	
第1段階	世帯全員 非課税の方	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 本人の前年の課税年金収入＋合計所得金額 ＝ 80万円以下 の方	34,560円 基準年額×0.45
第2段階		本人の前年の課税年金収入＋合計所得金額 ＝ 80万円を超え120万円以下 の方	57,600円 基準年額×0.75
第3段階		本人の前年の課税年金収入＋合計所得金額 ＝ 120万円を超える 方	57,600円 基準年額×0.75
第4段階	世帯の誰かが 課税されているが 本人が非課税の方	本人の前年の課税年金収入＋合計所得金額 ＝ 80万円以下 の方	69,120円 基準年額×0.90
第5段階		本人の前年の課税年金収入＋合計所得金額 ＝ 80万円を超える 方	76,800円 基準年額
第6段階	本人が課税 されている方	本人の前年の合計所得金額 ＝ 120万円未満 の方	92,160円 基準年額×1.20
第7段階		本人の前年の合計所得金額 ＝ 120万円以上200万円未満 の方	99,840円 基準年額×1.30
第8段階		本人の前年の合計所得金額 ＝ 200万円以上300万円未満 の方	115,200円 基準年額×1.50
第9段階		本人の前年の合計所得金額 ＝ 300万円以上 の方	130,560円 基準年額×1.70

介護保険料を納める方

40歳から64歳までの方はそれぞれ加入している健康保険料（税）と併せて納めていただいています。

65歳以上の方には、7月中旬に介護保険料の決定通知書をお送りします。

介護保険料の納め方は2種類

※特別徴収、普通徴収のどちらにするかは個人では選べません。

●特別徴収（年金から天引き）

今年度の保険料の決定が6月になるため、4・6月の年金からは2月に差し引かれた保険料と同額の保険料が引かれ、8・10・12・翌年2月の各月に振り分けて差し引かれます。

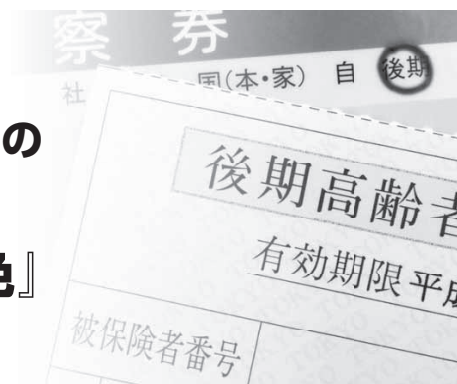
●普通徴収（納付書や口座振替）

7月中旬に1年分の納付書をお送りします。

平成30年度の第1期納付期限は7月31日（火）となりますので、納め忘れのないようお願いいたします。



後期高齢者医療制度の 被保険者証の色が 「うすい緑色」▶『みず色』 に変わります



平成30年7月31日の有効期限満了に伴い被保険者証（以下、「保険証」という。）を更新いたします。新しい保険証は『みず色』です。7月初旬頃から順次（簡易書留・特定記録）郵便にて郵送する予定となっております。

今回お届けする『みず色』の保険証は7月1日から使用できます。

それが届くまでは現在お持ちの保険証「うすい緑色」をご使用ください。（「うすい緑色」の保険証は平成30年8月1日以降使用できません。）

現在お持ちの保険証「うすい緑色」について

新しい保険証『みず色』がお手元に届き次第、「うすい緑色」の保険証は、下記問い合わせ先にお越しの際にご返却いただくか、ご自分で細かく裁断するなどして、住所・氏名などが他人に知られないよう十分ご注意ください。うえ、処分してください。

※平成30年度住民税の課税所得により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご確認ください（住民税の課税所得が145万円以上の被保険者のいる世帯の方は、一部負担金の割合が3割となります）。

例

今まで1割だった方が3割負担に変更となる場合
「3割（平成30年7月31日までは1割）」と表示されます。

お問い合わせ先：健康福祉課健康推進係（8番窓口）☎64-1120